

地方財政の充実・強化を求める意見書

基礎自治体である大崎市は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、東日本大震災、豪雨災害からの復旧復興、地域交通の維持など市民生活に直結したさまざまな行政サービスの充実に努力する中で、徹底した行財政改革に取り組みつつ、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定、実行など新たな政策課題に挑戦しており、これらの公共サービスを担う人材の確保や実効性を高めるためには、地方自治体の安定した財政運営が図れる地方財政基盤の充実、強化が重要です。

よって、政府においては、平成29年度の政府予算、地方財政の検討に当たり、下記の事項を実現されることを求めます。

記

- 1 社会保障、被災地復興、地域交通対策、環境対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域など、地域の実情を十分把握するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。
- 4 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。また、平成27年度の国勢調査を踏まえた人口の急減、急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性のは正のため、地方偏在性の小さい所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。
- 6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」、「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時、一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振りかえること。

7 地方交付税の財源保障機能、財源調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握や、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年10月14日

宮城県大崎市議会議長 門間忠

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)
内閣府特命担当大臣
(地方創生)
内閣官房長官

} 宛て